

借入金について

- 1 補助金等の交付がなされるまでの事業の実施等に要する経費の支弁に充てるため、寄附行為第10条第1項の規定に基づき一時借入金の借り入れを行う。
- 2 平成21年度における一時借入金の限度額を3,000万円とする。